

第6章

まちづくりの実現化方策

第6章では、本計画におけるまちづくりを推進するための方策を示します。

- 6—1 実現に向けての基本的な考え方
- 6—2 まちづくりの実現化方策
- 6—3 まちづくり推進体制の確立

第6章 まちづくりの実現化方策

6-1 実現に向けての基本的な考え方

本計画に掲げるまちづくりの基本理念や目指すまちの姿、まちづくりの目標を実現するためには、市民・事業者・行政が各々の役割を認識し、主体的かつ協働してまちづくりに関わることを求められます。

また、人口減少・少子高齢化を背景に、限られた財政の中で計画的・効率的な施策・事業の展開が求められることから、多様な主体によるまちづくりへの積極的な参加を促し、本計画に基づくまちづくりを推進していきます。

6-2 まちづくりの実現化方策

(1) 市民・事業者・行政の相互協力によるまちづくりの推進

まちづくりとは、そこに住む人々が「自分たちの生活の場」という意識と自覚に基づき、居住環境や生活環境の向上に向けて、市民・事業者と行政が相互協力のもとに行っていくものです。

そのため、今後は、適切な役割分担のもと、市民・事業者との協働を基本とした取組を進めていきます。

また、行政としては、まちづくりに関するPR活動や情報提供を積極的に進め、まちづくりに対する意識の喚起を促します。

そのほか、関係機関との連携の強化を図り、まちづくりの事業展開に必要な事業への理解と協力を、関係機関に要請していきます。

(2) 事業化のための財源の確保

本計画は、まちづくり施策の方向性を示すものであることから、その具体化に当たっては、より詳細な計画づくりとその実現に当たっての事業化を検討していく必要があります。しかし、現在の経済・社会情勢のなかで、市の厳しい財政事情を踏まえると、全ての事業を理想的に進めることは不可能です。事業の推進には財源の確保が最も重要であることから、安定的な財源の確保に努めます。また、国・東京都の事業制度や補助金・交付金制度の積極的な活用を図るとともに、財政事情を踏まえた優先順位を設定して取り組みます。

さらに、必要に応じて新たな制度化のための協力要請について国や東京都への働きかけを行うほか、行政だけでは事業を主体的に実施することが困難な場合もあるため、PPP/PFI[※]など民間活力を積極的に導入し、事業の効率化や市民サービスの向上を図ります。

※PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）の略であり、公民がパートナーを組んで公共サービスの提供を行う公民協力の形態のこと。

※PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略であり、公共施設などの設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。



(3) 適正な指導・誘導によるまちづくりの推進

本計画に掲げる将来像の実現に当たっては、まちづくりに関するさまざまな規制・誘導・支援のもとに、総合的なまちづくりを進める観点から相互の連絡・調整を図り、より有効なまちづくりを進めていきます。

特に、大規模開発や建替えなどに対しては、防災への配慮、緑化や空地の確保など、福生市のまちづくり方針に適合するよう、指導・誘導を図っていきます。

(4) 都市計画制度の活用

まちづくりの実現に向けて、地区計画や市街地開発事業などの手法を活用した、計画的な土地利用の誘導を図ります。

また、「都市計画提案制度[※]」の周知・普及に努め、市民や事業者がより主体的にまちづくりに関わる取組を推進します。

※都市計画提案制度：平成14年の都市計画法の改正により創設された制度。住民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを可能とするための制度で、土地所有者やまちづくりNPO、UR都市機構などが一定の条件を満たしたうえで、地方公共団体に都市計画の提案が可能となる。

(5) まちづくりの進捗状況に対する検証

本計画は、おおむね20年後の令和23年度末を目標年次としてまちづくりの方針を示し、今後は本計画に基づいて長期的にまちづくりを推進していくことになるため、計画の継続的な進行管理が必要です。そのため、関連する計画や事業との連携を図り、「福生市総合計画」をはじめとした各種指標などを活用し、社会情勢の変化など必要に応じて計画の検証・評価を行います。

その結果を踏まえ、おおむね10年後に中間見直しを行うことを予定しており、必要に応じて施策や事業の見直しを行うとともに、新たな方針などの立案を検討します。

なお、計画の進行管理にあたっては、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)といったPDCAサイクルの仕組みを活用します。

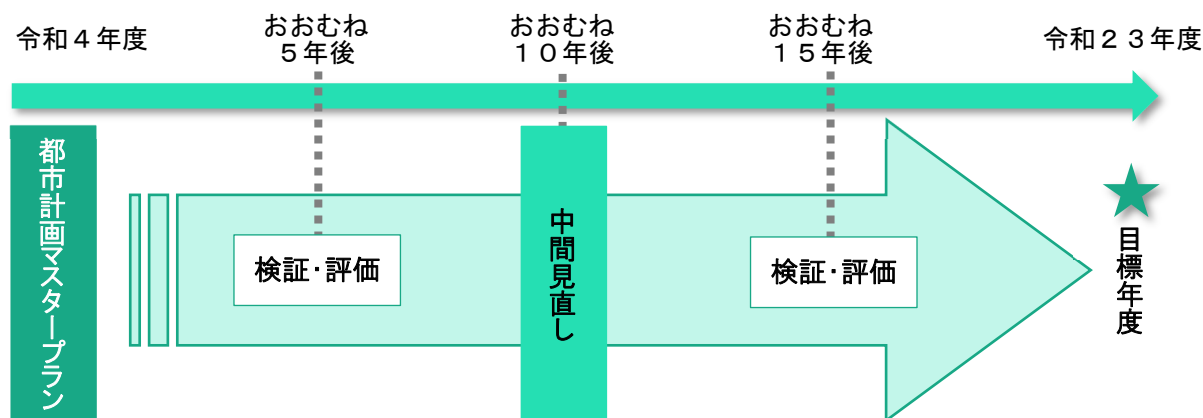


図70 計画の進行管理・見直しのイメージ



6-3 まちづくり推進体制の確立

(1) 庁内連携体制の充実

本計画を推進していくためには、様々な分野との横断的な連携を図り、総合的に進めていくことが重要であることから、庁内連携体制を充実し本計画の進行管理を行います。

(2) 市民などとの協力体制の確立

地域との協働によるまちづくりを有効に進めていくために必要な情報や場の提供を行い、地域のまちづくりを推進する市民や市民団体との協力体制の確立を進めていきます。

また、まちづくりの相談的機能の充実を図るとともに、専門家の派遣など自主的まちづくり活動を支援するための制度のあり方を検討していきます。

